



一般社団法人
生活サポート基金

市民が市民を 救う社会へ

2021年10月

フードセーフティネット・シンポジウム

【1】生活サポート基金の組織概要

1) 所在地

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ6階

2) 職員数 11名(常勤10名・非常勤1名)

3) 登録等

貸金業登録	東京都知事(2)第31633号
日本貸金業協会会員	第002963号
第二種金融商品取引業登録	関東財務局長(金商)第1976号
第二種金融商品取引業協会会員	第206号

4) 沿革

2004年5月	岩手消費者信用生協(現・消費者信用生協)と同様な事業設立に向けて検討開始
2005年12月	「有限責任中間法人 生活サポート基金」を設立
2006年9月	貸付事業を開始。個人再生ファンド募集を開始
2008年3月	東京都の多重債務者生活再生事業の相談事業を開始
2009年1月	公益法人改革に伴い法人名を「一般社団法人 生活サポート基金」に変更
2013年5月	飯田橋セントラルプラザに移転
2013年9月	新たに個人再生ファンド匿名組合Ⅱの募集を開始
2015年2月	セカンドハーベスト・ジャパンと合意書を交わし、食料支援活動を開始
2019年10月	「サポート型・リースバック事業」第1号契約
2020年11月	東京都の「ソーシャル・エンジェル・ファンド」運営事業者に決定



【2】生活サポート基金の事業

(1) 東京都多重債務者生活再生事業の「生活相談・融資あっせん」

- ・もともと東京都の多重問題対策として開始した東京都・東京都社会福祉協議会・中央労働金庫・生活サポート基金の四者の提携事業で、現在は生活困窮者自立支援制度との連携も。
- ・生活サポート基金は、収支バランスが崩れて困っている方の相談を行い、要件に合う場合、都融資のあっせんと返済後の生活をサポートをしている。
- ・相談者の4割は自治体相談窓口等からの紹介。また自治体相談員のスーパーバイズ機能を担うなど、自治体の相談窓口との関係は深い。

(2) 生活サポート基金の独自融資事業およびファンド募集事業

- ・貸金業登録と第二種金融商品取引業登録の両方を登録して独自融資も展開。

(3) 家計相談に関する研修事業

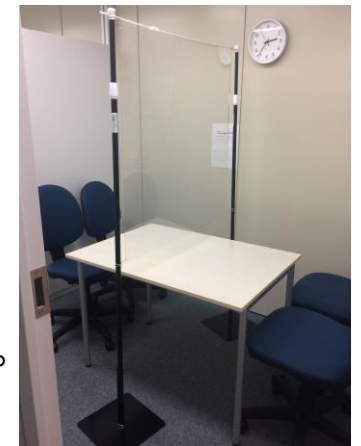
- ・東京都・埼玉県・神奈川県 of 自治体職員や家計相談支援員等の家計研修を実施。

(4) 独自の福祉関連事業

- ・障がい者のグループホームへの賃貸や、独自の「サポート型・リースバック事業」を展開。

(5) 公益的事業

- ・2021年より東京都の「ソーシャル・エンジェル・ファンド」運営事業者となり、ひとり親世帯や社会的養護施設下の若者への貸付と助成による支援を開始。



【3】食料支援

◎2015年2月からフードバンク「セカンドハーベスト・ジャパン(2HJ)」と提携を開始

相談のうえ、今日・明日の食料に困っている方に食料支援をしています。
現在では、相談者のうちの3割の方に食料支援(紹介状発行と食料提供)をしています。
食料支援とともに家計相談も行い、抱えている課題解決の支援も行っています。

年度	都 相談件数	紹介状発行 件数	送付依頼	食料支援 合計	割合	食料直接 提供	割合	2HJ経由相 談件数	割合	メッセージ件数
2014年度 11月～	253	10	3	13	5.1%			4	1.5%	
2015年度	961	117	16	134	13.8%	5	0.5%	4	0.4%	
2016年度	973	208	36	244	25.1%	229	23.5%	1	0.1%	12
2017年度	867	207	22	229	26.4%	254	29.3%	17	2.0%	11
2018年度	961	207		207	21.5%	321	33.4%	22	2.2%	8
2019年度	1,066	315		315	29.5%	321	30.1%	72	6.8%	4
2020年度	807	227		227	28.1%	283	35.1%	90	11.2%	4
累 計	5,888	1,291	77	1,331	23.2%	1,413	25.1%	189	3.2%	39